

慶 弔 規 程

(目 的)

第1条 本規程は、組合員並びに役職員の慶弔に関して、組合としてその意を表するため贈呈する金銭等の金額の基準を定めることを目的とする。

(御 祝 金)

第2条 御祝金を贈呈する基準は、下記のとおりとする。

1. 結婚祝金

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 組合を代表して結婚式に出席する場合 | 〇〇〇〇円 |
| (2) 組合員・役職員の本人結婚の場合 | 〇〇〇〇円 |

2. 組合員の祝賀行事（事務所落成、記念行事等）

(弔 慰 金)

第3条 死亡に際しての弔慰金の基準は、下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1. 組合員、役員 | 〇〇〇〇円 |
| 2. 職 員 | 〇〇〇〇円 |
| 3. 組合員、役職員の家族（2親等以内の直系尊属のみ） | |

本人の場合の半額

(見 舞 金)

第4条 見舞金の基準は、下記のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-------|
| 1. 組合員企業の火災・水害 | 〇〇〇〇円 |
| 2. 組合員・役職員個人の火災・水害等 | 〇〇〇〇円 |
| 3. 組合員・役職員の病氣見舞（入院1週間以上） | 〇〇〇〇円 |

(そ の 他)

第5条 その他特に必要と認める場合又は、この基準により難しい場合においては理事会の議を経て特別に定めることができる。

第6条 本規程に基づき金品を受領した者は、その返礼は行わないものとする。